

令和2年9月23日

保護者 様

さいたま市立辻小学校  
校長 井上 雅史

## 台風12号接近に伴う登下校の対応について

秋涼の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、台風12号が発生し、9月24日から25日にかけて東日本に接近するおそれがあります。そのため、今後、強風や大雨等により、児童の登下校への安全確保への影響が心配されます。

つきましては、今後の台風の進路に伴い、9月24日（木）の児童の登下校時に危険が予想される場合は、下記のように対応してくださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 登校時について

- ・ 今のところ、通常どおりの登校といたしますが、令和2年9月15日付け文書「気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の基準について(お知らせ)」(次頁参照)にて、お知らせいたしました通り、24日(木)午前6時の時点で、市内一斉に臨時休業と判断する場合があります。
- ・ 風雨が強いときは無理に登校させず、児童の安全が確認できた状態になってから登校させてください。
- ・ 通学班登校は、学区内でも立地条件が異なり、同一の対応が取りにくいのが現状です。通学に支障がある場合は通学班内等で連絡を取り合い、地区の状況に合った適切な対応をお願いします。

#### 2 下校時について

- ・ 台風による風雨のため、児童の下校が心配される場合は、早めに下校させたり、学校に待機させたりします。また、一斉下校を行う場合もあります。

#### 3 その他

- ・ 臨時休業等、登下校について変更が場合は、「学校安心メール」にてお知らせいたします。
- ・ 台風被害により、垂れ下がった電線等の障害物・キケンな物等には絶対に手を触れないようまた、川や用水路に近づかないようご家庭でもご指導をお願いします。
- ・ 非常災害時等の場合は、「遅刻」「欠席」にはなりません。

令和2年9月15日

**家庭数**

保護者様  
地域の皆様

さいたま市教育委員会  
さいたま市立辻小学校長

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の  
基準について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、さいたま市教育委員会では、昨年度、全国的に風水害による甚大な被害が発生していることに鑑み、気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の基準を策定いたしました。これは、今後、台風等の気象状況により本市域全体に重大な災害が発生する恐れが生じた際に、児童生徒の安全確保に向け、市として統一した対応が取れるよう、判断基準を設けたものです。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、ご理解、ご対応いただくようお願いいたします。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台が発表する本市域を対象とした気象警報のうち右に該当するもの	特別警報 (大雨・暴風・ 暴風雪・大雪)	<b>午前6時</b> の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の場合、 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現象となる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	暴風警報	
	暴風雪警報	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学校安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはありません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとることがあります。

担当 さいたま市立辻小学校 教頭  
電話 862-1072

〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉  
さいたま市教育委員会 健康教育課  
電話 829-1679